

平成30年 第4回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第4回総会
- 2・日時 平成30年4月2日（月） 午後15時～15時52分
- 3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室

4・付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
	議案第4号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について	1件
	議案第5号	非農地証明願いについて	1件
	議案第6号	有田町農地利用最適化推進委員の選任について	8件

5・出席者

議席番号	出	欠	委員名	議席番号	出	欠	委員名
(14)会長	○		藤 俊信	6	○		福島 晴人
(13)副会長	○		庄山 嘉	7	○		藤井 和義
1	○		前田 稔	8	○		北川 利和
2	○		福島 強志	9	○		古川 正義
3	○		空閑 久生	10	○		川尻 宗代
4	○		岩永 嘉之	11	○		福田 タエ子
5	○		山口 則久	12	○		石橋 和馬

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので、只今から平成30年第4回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

皆さん、こんにちは。いよいよ我々の任期も半月程となり総会もこれが最後の総会となったところです。果たして3年間どうなるかと思っていましたが、いい先輩方に恵まれ、また皆さんのご協力にて何とか乗り切る事が出来ました。ありがとうございました。この後、4人が残りますが、皆さん方からお教えいただいた事を忘れず、頑張っていこうと思っている次第でございます。

本日も慎重に審議をお願いします。

○事務局

只今の出席委員は14名中14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、1番(前田 稔)、11番(福島 強志)委員をお願いします。

日程第2 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請1番について議題とします。

なお、申請2番についても関連しますので一括審議とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

申請1番 ～議案書を朗読～

申請2番 ～議案書を朗読～

譲受人は、面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は問題ないと思われまますので、農地法第3条の2項の許可要件は満たしています。

○議 長

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○5番委員

〇〇地区の町道沿いの農地になります。申請1番は、現在も耕作されていまして問題ないと思われます。申請2番は、こちらも現在も耕作されていて問題ないと思われます。

○議 長

私の地元でもありますので私からも補足説明を申しあげますと、申請1番は譲受人のライスセンターから北側の四佐路の角地です。申請2番は譲受人の所有するハウスの北側にあり、申請地を耕作されています。譲渡人が施設入所されることから所有される農地等を全て処分されるということを聞いています。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。(なしの声)

質問がないようでしたら、採決に移ります。採決は別々に行います。

議案第1号農地法第3条の申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により 議案第1号農地法第3条の申請1番は許可されました。

議案第1号農地法第3条の申請2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により 議案第1号農地法第3条の申請2番は許可されました。

続きまして 議案第2号農地法第4条の申請1番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします

○事務局

～議案書を朗読～

借家を所有されていますが、駐車場がない事から申請されます。

○議 長

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○5番委員

申請地は、〇〇地区となります。現地は、有田川沿いで事務局から説明がありましたとおりで問題ないかと思われます。道が舗装されていないのが気になりますが。

○議長

説明が終わりました。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○2番委員

申請人さんから連絡を受けています。

町で空物件を対象に、町外からの定住者に対して貸したり売買する事業をされていて、貸すにしても売買するにしても駐車場があったほうがいいだろうということのようです。

○11番委員

自宅の裏になる所で、歩いて行き来しよりましたですね。

○事務局

道は町道ではなく、里道です。

家を建てる場合は、建築基準に基づいて町道に面してとか制限がありますが、今申請は、駐車場です。

○議長

他に質問ありませんか。(なしの声)

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請1番は、許可されました。

議案第2号 農地法第4条の規定による申請1番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請2番について議題といたします。

なお、議案第3号 農地法第5条の規定による申請1番が関連しますので一括審議とします。

事務局より説明をお願いします

○事務局

4条申請 ～議案書を朗読～

5条申請 ～議案書を朗読～

土地の有効活用を考え長屋住宅を建設されます。

○議 長

説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○4番委員

〇〇〇の近くで、周りにはアパートが建ち並んでいます。周囲に一部田んぼを耕作されていて農地への水の確保が条件になりそうです。後は問題ないかと思われます。

○7番委員

以前から申請人さんから5条申請の件で相談を受けていました。譲渡人は耕作をされておらず、申請人がいつも管理をされていました。

○議 長

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。(なしの声)

質問がないようでしたら、採決に移ります。裁決は別々に行います。

議案第3号農地法第4条の規定による許可申請2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により議案第3号農地法第4条の規定による申請2番は許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により議案第4号農地法第5条の規定による許可申請1番は許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の町長に対する要請1番について、議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

以上、計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法規定の要件を満たしていると考えます。

○議 長

説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、事務局にて事前に確認されていて問題ないということです。

○議 長

有田地区委員さん、何か補足説明はありませんか。

○4 番委員

この件について貸出者の方と話をしたところです。現在の所有者のお父さんが生前に貸し付けられていて、この土地を10年間も借りて何頭かのメリットがあるのかと訪ねられました。メリットについては、借り手しかわからんねっと伝えています。また、この土地はミカンを栽培されていますが、離合も出来ないくらいの道を通っていく場所にあります。

○議 長

質問がある方は挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。(なしの声)

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第5号 要請1番について集積計画の作成を要請することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成により議案第5号 要請1番は承認されました。

承認を得ましたので、農用地利用集積計画を作成するよう要請する事といたします。

続きまして、議案第5号非農地証明願申請1番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

現地は宅地となっています。

○議 長

説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○6番委員

添付されています写真を見ていただくとお分かりになるかと思いますが、申請地は宅地の一部となり、庭木が植えられています。

○議 長

質問がある方は挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。(なしの声)

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第5号 非農地証明願い申請1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第5号農地証明願い 申請1番について、許可されました。

続きまして追加議案が提案されています。議案第6号 有田町農地利用最適化推進委員の選任について申請1番から8番について一括議案とします。

この案件には、候補者として現農業委員が2名推薦されております。農業委員会に関する法律第31条議事参与の制限により退席をお願いします。

(2名委員退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

有田町農地利用最適化推進委員については、以下、推進委員と略させていただきます。

再度、役割等についてご説明します。平成28年4月の農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員とは別に推進委員を設置することになりました。業務としましては、農地の出し手、受け手のマッチングを行い農地利用の集積・集約化を推進し、耕作放棄地の発生防止と解消等を農業委員の皆さんと連携し推進していきます。

農業委員さんは、選挙・選任から推薦・公募に変更され、先月の3月議会へ上程し、議会の同意を経て町長が任命することになっています。

しかし、推進員さんは農業委員会等に関する法律第17条において、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから推進委員を委嘱しなければならない」と規定されているため、農業委員会が定める区域ごとに推薦・公募を行い、提出された書類を基に推薦を受ける者及び応募する者の評価を行い、選定を行うもので、今回、追加議案として提出しております。

定数は、有田町を4区域に分け、各区域2名の合計8名。任期は、平成30年4月20日から平成33年4月19日の3年間としております。

それでは、区域ごとに候補者の説明を行います。

～議案書を朗読～

下記の者を有田町農地利用最適化推進委員に委嘱したいので有田町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則(平成29年農業委員会規則第1条)第8条の規定により農業委員会の決定を求める。

西地区曲川区域 定数2名に対して候補者2名

百武孝さん 推薦団体は、原明区です。

福島晴人さん 推薦団体は、楠木原区です。

西地区大木区域 定数2名に対して候補者2名

福田美登志さん 推薦団体は、大木宿区です。

力武善次さん 推薦団体は、広瀬山生産組合です。

西地区山谷区域 定数2名に対して候補者2名

佐藤春孝さん 推薦団体は、第15区です。

久保田保幸さん 推薦団体は、山谷牧区です。

東地区有田区域 定数2名に対して候補者2名

藤井和義さん 推薦団体は、東部営農組合です。

田代修一さん 推薦団体は、東部営農組合です。

○議長

説明が終わりました。

ご意見や質問はありませんか。(なしの声)

質問がないようでしたら、採決に移ります。

申請1番から8番の8名の方々を承認することに賛成することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第6号 有田町農地利用最適化推進委員の選任については8名が承認され決定しました。

退席されています2名委員さんの入室をお願いします。

以上で、本日の議事事項については、すべて終了しましたが、その他、ございませんか。(なしの声)

これにて、平成30年第4回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は、5月1日(火)の予定です。

(閉会)

総会 15時52分 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署 名

署 名 1 番

署 名 2 番

書 記 永尾 由美子

※署名につきましては、別紙原本にて行っています。

※この議事録は、公開用に作成をしている為、個人情報に配慮し公開しています。